様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	香川県
3. 市区町村名	三豊市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	108-0
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.mitoyo.lg.jp/forms/menutop/menutop.asaspx?menu_id=235

執行機関名　三豊市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一　第九の項 地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	三豊市重度障害者日常生活用具給付実施要綱(平成25年告示第67号)第1条 三豊市障害者等日中一時支援事業実施要綱(平成18年告示第243号)第1条 三豊市障害者等移動支援事業実施要綱(平成18年告示第244号)第1条 三豊市地域活動支援センター事業実施要綱(平成18年告示第245号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第1条　この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条　この告示は、在宅の重度身体障害者及び重度身体障害児(介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する福祉用具の貸与及び居宅介護福祉用具の購入を利用することができる者を除く。)に対し、自立生活支援用具の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付し、又は貸与すること等(以下「給付」という。)により、日常生活の便宜を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。 第1条　この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第8項の規定に基づき、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の日中における活動の場を確保するとともに、障害者等が社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行い、もって障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供することを目的とする。 第1条　この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第3項第3号の規定に基づき、屋外での移動が困難な障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)に対し、外出のための支援(以下「移動支援」という。)を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。 第1条　この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第3項第4号の規定に基づき、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)を対象に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		三豊市重度障害者日常生活用具給付実施要綱（平成25年告示第67号） 三豊市障害者等日中一時支援事業実施要綱（平成18年告示第243号） 三豊市障害者等移動支援事業実施要綱（平成18年告示第244号） 三豊市地域活動支援センター事業実施要綱（平成18年告示第245号）